

里親制度

ご存じですか？



毎年10月は「里親月間」です。
さまざまな事情により、家庭で生活することができない子どもを家庭に迎え入れ、公的に養育を行っていただく制度として「里親制度」があります。
子どもが可能な限り、住み慣れた地域で養育されることが望ましいことから、三重県と協力し、里親制度の普及啓発、里親の新規開拓などに取り組んでいます。

そもそも「里親」とは何ですか？

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなどのさまざまな事情で、自分の家庭で生活できない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、養育にあたる人を「里親」と言い、児童福祉法に定められています。里親は“公的に”子どもの養育を行います。



「里親」には、いくつか種類があります

■養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。

養育期間は、1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

■専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、特に専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

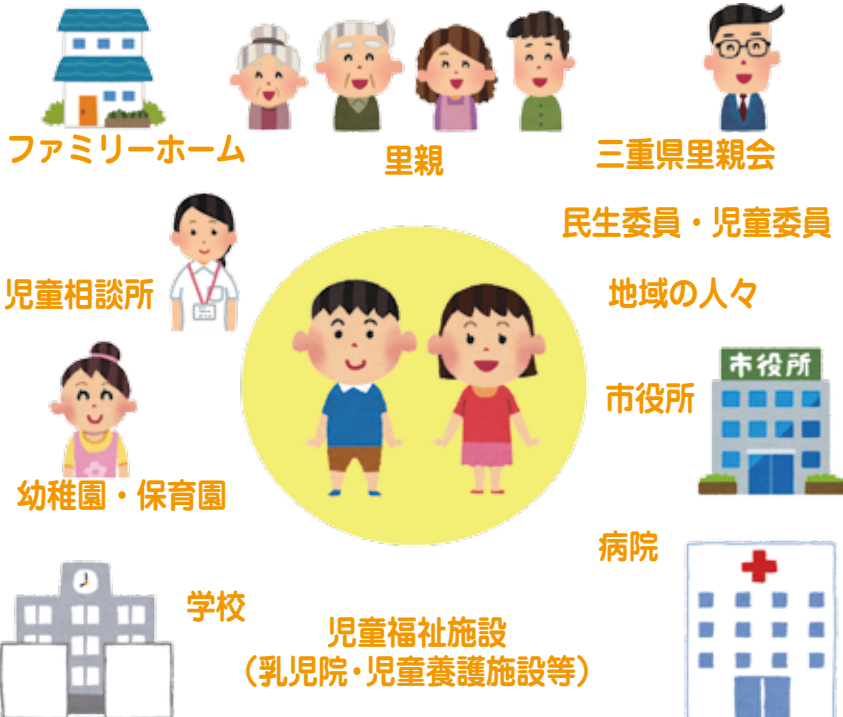
■親族里親

保護者の死亡、行方不明などにより、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母など)が養育する里親です。

■養子縁組によって養親となることを希望する里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

里親養育は“公的な”養育です！ 子どもの育ちを皆さんで応援しましょう！



「里親」に関する質問にお答えします

Q 質問1 里親になるには？

A 回答1

児童相談所への申し込みが必要です。職員が要件について調査をさせていただき、審査会での審査を経て、適当と認められた場合に里親として登録されます。
 ※養育里親を希望される人は、登録要件として、基礎研修（2日程度）および認定前研修（4日程度、施設実習含む）の受講が必要です。

Q 質問2 子どもの養育費は？

A 回答2

養育するにあたり、里親手当、生活諸費、教育費などが支給されます。支給される手当などは、里親の種類や子どもの年齢によって異なります。
 ※親族里親と養子縁組希望里親は里親手当の支給はありません。

Q 質問3 一時的な休息を取りたいときは？

A 回答3

委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合は、年間7日間以内を原則として、乳児院、児童養護施設またはほかの里親に養育をお願いすることができます。

「里親」を体験された人から、メッセージをいただきました

私は30代で里親登録をして、児童養護施設に入所中の子どもを家庭に迎え入れました。地域の方々はとても温かく、学校の先生もいろいろと配慮していただき、仲のよい友だちにも恵まれました。そのため、子どもがまわりの環境にすぐに馴染むことができたので大変ありがたく感じました。

家庭的養護には、いろんな形がありますので、皆さんの中には、里親になりたい、養子にしたい等お考えの方もいるでしょう。私が

里親を体験して思ったことは、実子がない人にとっては、人生の中で1度はよい体験になるのかもしれないということです。苦労はするかもしれないけれど…。例え実子であったとしても、そうでなかったとしても、同じように悩みがあるのが親子なのでしょうね。姓を変えても変えなくても一緒かな…。長く一緒にいたら親子になれる。これもどこの親子とも変わらないと思います。



お気軽に
ご相談を！

「里親制度」に少しでも関心のある人や詳しい内容を知りたい人は、分かりやすくご説明させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 健康福祉部子ども総合センター子ども支援室（☎83-2425）
 三重県北勢児童相談所（☎059-347-2030）
 三重県児童相談センター（☎059-231-5669）